

## 越後妻有文化ホール・サポーターズ「段サボ」実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、十日町市（以下「市」という。）の文化振興を図るために、市又は十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が越後妻有文化ホール（以下「文化ホール」という。）で行う自主事業の固定ファン創出に資することを目的として実施する越後妻有文化ホール・サポーターズ「段サボ」（以下「段サボ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 段サボの会員をいう。
- (2) チケット 市又は教育委員会が主催又は共催をして文化ホールで行う催し物の入場券をいう。
- (3) 会員料金 会員に対する割引料金を設定したチケットの価格をいう。

### (会員)

第3条 会員は、法人会員と個人会員とする。

### (会員の役割)

第4条 会員は、文化ホールの運営に賛同し、文化ホールを活用して地域文化の向上に努めなければならない。

### (会費)

第5条 会費は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とし、口数の上限は設けない。

- (1) 法人会員 1口当たり年額5,000円
- (2) 個人会員 1口当たり年額2,000円

2 既に納入された会費は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (会員に対するサービス)

第6条 教育委員会は、会員に対し次のサービスを行うことができる。

- (1) 次に掲げる枚数のチケットの先行予約（一般販売よりも前にチケットを購入する機会を提供することをいう。）の受付。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
  - ア 法人会員 会費1口に対し、1つの催し物について4枚まで
  - イ 個人会員 会費1口に対し、1つの催し物について2枚まで
- (2) 次に掲げる枚数のチケットを会員料金で購入できる割引券（チケット1枚の一般料金から500円を割り引く券をいう。）の交付。この場合において、割引券は、次条の会員の資格を取得したときに交付する。
  - ア 法人会員 会費1口に対し、年間4枚
  - イ 個人会員 会費1口に対し、年間2枚
- (3) 文化ホールの使用料の減免
- (4) 定期的な文化ホールで行う自主事業などに関する情報提供

### (資格の取得等)

第7条 会員の資格を取得しようとする者（以下「申込者」という。）は、段サボ入会申込書（以下「申込書」という。）に会費を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

2 教育委員会は、申込書を受理したときは、当該申込者に対して段サボ会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

### (会員証の有効期間)

第8条 会員証の有効期間は、会員証の発行の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

### (有効期間の更新の届出)

第9条 会員は、会員証の有効期間の満了後においても引き続き会員の資格を取得しようとするときは、会員証の有効期間の満了の日までに、申込書により教育委員会に届け出なければならない。

2 更新後の会員証の交付については、第7条第2項の規定を準用する。

### (登録事項の変更の届出)

第10条 会員は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、申込書により速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

### (登録資格の取消し)

第11条 教育委員会は、会員が会員証を第三者に貸与又は譲渡をしたときその他教育委員会が不適当と認めるときは、会員の資格を取り消すことができる。

### (指定管理者による管理)

第12条 十日町市越後妻有文化ホール条例（平成29年十日町市条例第11号）

第17条第1項の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条及び第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

### (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### (準備行為)

2 会員の募集その他のこの告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行なうことができる。

### 附 則

#### (平成31年十日町市教育委員会告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。